

総務財政委員会 令和3年11月15日
総務部 資料1番
所管 人権・男女平等推進課

令和2年度 指定管理者のモニタリング結果について

1 対象施設

施設名	指定管理者	指定期間
男女平等推進センター	特定非営利活動法人 男女共同参画おおた	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで

2 設置目的

男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するため。

3 モニタリング実施方法

以下をもとに総合的な評価を行い、別紙「大田区指定管理者モニタリング結果（通常年度）」を作成した。

- (1) 指定管理者自己評価
- (2) 所管課による履行状況確認・評価
- (3) 公認会計士による財務審査
- (4) 社会保険労務士による労働条件審査

4 結果について

上記の審査等の内容を総合的に検証した結果、指定管理業務を適正に履行していると評価する。